

平成 30 年度 国立大学法人群馬大学 ベビーシッター事業所等費用の補助要項

平成 30. 9. 20 委員会決定

(趣 旨)

第 1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員が、業務と育児との両立のために、ベビーシッター事業所等を恒常的に利用し、多額の費用を負担している教職員の負担の軽減を図り、働きやすい職場環境整備につながる多様な保育サービスの提供を行う。

(補助対象者)

第 2 本学に雇用されている常勤教職員、非常勤教職員（社会保険に加入する者に限る。）で、中学校就学前の子の保育にベビーシッター事業所等を恒常的に利用し、多額の費用を負担している者。

(補助期間)

第 3 平成 31 年 1 月～平成 31 年 2 月末日までの利用に限る

(補助金の額)

第 4 1 回の申請につき 2,200 円を上限とする。

(補助の範囲)

第 5 本事業は、原則として、利用対象者がベビーシッターサービスを利用しなければ就労することが困難な状況にある場合に利用でき、その利用に要する費用（次の①～④を除く）のうち、男女共同参画推進委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたものとする。

- ① ベビーシッター会社等への入会に係る費用
- ② ベビーシッター会社等の年会費
- ③ 利用の取り消しに伴う費用
- ④ 通常の月額料金に含まれている費用

(利用できる託児等の範囲)

第 6 ベビーシッター事業所等(ファミリーサポート事業及び医師会「保育サポーターバンク」を除く)が行う家庭内における保育や世話及び保育所等や認可外保育施設への送迎に限る。ただし、家族や近隣者が行うベビーシッターは対象外とする。

(申請及び審査)

第 7 補助を受けようとする教職員は、申請書（様式第 1 号）に、利用するベビーシッター事業所（内閣府「ベビーシッター派遣事業」対象事業所外も可）等の託児等費用が明らかになるものを添え、学部長等から、事前に男女共同参画推進委員長（以下「委員長」という。）に申請しなければならない。なお、申請は一人毎月 4 回、年 1 2 回を上限とする。

- 2 委員長は、申請内容を審査し適否を決定し、事前に学部長等を通して申請者へ通知するものとする。
- 3 委員長は、申請者が多数となった場合、予算の範囲内で、年度末に補助回数を決定する。

(報告及び補助に関する手続き)

第8 支援を受ける者(以下「採択者」という。)は、託児等の利用後速やかに、報告書及び請求書(様式第2号)を、領収書等支払額が明らかになるものを添付の上、委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、採択者から報告書等の提出があったときは、年度末に補助金の支払い手続きを行うものとする。
- 3 委員長は、申請書又は報告書等に虚偽の記載等があり、補助することが不適当と認めた場合は補助を取り消すものとする。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、男女共同参画推進委員会の議を経て、委員長が行う。

附 則

この要項は、平成30年9月20日から施行する。